

くろまぐろ型TACに関する千葉県計画(試行)
(第3管理期間)

平成29年6月30日 公表
平成29年9月12日 変更

第1 太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県において太平洋くろまぐろは、はえ縄漁業、曳き縄漁業及び定置網漁業を中心に漁獲されるが、本種の資源状況がこれまでの最低水準付近になっていることから、より一層の適切な管理が必要である。このため、同資源の保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量の本県の数量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 2 漁獲可能量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、同資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 3 また、漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、太平洋くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、千葉県水産総合研究センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 4 太平洋くろまぐろの適切な保存及び管理を図るため、漁業者間の自主的取決めを後押しし、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

第2 太平洋くろまぐろの漁獲可能量について千葉県に定められた数量に関する事項

太平洋くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。)	41.2トン
太平洋くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚 (以下「大型魚」という。)	国の基本計画第5の1の(2)に定めるように、我が国全体の漁獲量が5,132トンを超えないよう管理する。

第3管理期間に係るくろまぐろ型の TAC に関する基本計画(試行)(以下「基本計画(試行)」という。)第3により、我が国の漁獲上限から差し引く必要がある場合には漁獲可能量の改定を行うこととされている。このため、基本計画

(試行)の第5のくろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項が改定された場合には、本県計画の第2の本県に定められた数量を改定するものとする。

小型魚の割当数量について、第3で定めるところにより、割当数量が変化するのにあわせて、本県の数量も変化するものとする。

また、小型魚について、全国において 3,423.5 トンの数量を超えたときには、本県に定める小型魚の数量が消化されていなくとも、又は定置網漁業の共同管理数量が消化されていなくとも、その時点における当該都道府県における採捕の実績をもって、本県の小型魚の数量とする。

第3 太平洋くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

- 1 小型魚について採捕の種類別に定める数量は次のとおりである。

本県の定置網漁業の数量	9.2トン
本県の漁船漁業等の数量	32.0トン

- 2 本県の数量のうち、定置網漁業に割り当てる数量については、本県とともに北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、佐賀県、長崎県及び鹿児島県が定置網の共同管理を行うこととするが、これらの道府県における定置網漁業での漁獲量の積み上げにより、定置網の共同管理に参加する道府県の定置網漁業の割当数量の合計値 580.54 トンを超えるおそれが著しく大きいと認めるとき(構成道府県の定置網漁業の割当数量の合計値の9割を超えた時点をいう。)には、本県が定置網漁業の割当数量を消化していない場合であっても、その時点における本県の漁獲実績をもって、本県の定置網漁業の割当数量とする。

第4 太平洋くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

本県では、第2及び第3に示した知事管理数量を遵守するため、以下の管理措置を講ずるものとする。

- 1 曳き縄漁業、はえ縄漁業等(定置網漁業以外の漁業)

第3の1に示した本県の漁船漁業等の割当数量について、地域別の割当数量の目安を次表のとおり定め、関係漁業協同組合(以下「漁協」という。)及び所属漁業者は、これを超過しないよう漁獲状況に応じて(1)～(5)の取組内容を実施するよう努める。ただし、過去の実績等から管理の対象となる期間内に知事管理量を超えおそれが明らかに無い場合には操業時間短縮又は操業回数(日数)抑制の取り組みについては見合わせる事が

できる。

地 域 名	曳き縄漁業、はえ縄漁業等* (定置網漁業以外の漁業)
(1)銚子地区(銚子市～大網白里市)	8.6トン
(2)夷隅地区(白子町～勝浦市)	15.6トン
(3)安房地区(鴨川市～富津市)	7.8トン
合 計	32.0トン

※平成23～27年の漁獲実績に基づき、地区ごとの割当て数量を定めた。

- (1) 通常時
 - ・1.5 キログラム未満で生きている個体の放流に努める。
- (2) 第3の1に示した漁船漁業等の数量の7割到達時
 - ・操業時間短縮又は操業回数(日数)抑制の実施に取り組む。
 - ・1.5 キログラム未満で生きている個体の放流に取り組む。
- (3) 第3の1に示した漁船漁業等の数量の8割到達時
 - ・目的操業の自粛実施に努める。
 - ・操業時間短縮又は操業回数(日数)抑制の実施に取り組む。
 - ・30 キログラム未満で生きている個体の放流に取り組む。
- (4) 第3の1に示した漁船漁業等の数量の9割到達時
 - ・目的操業の自粛を実施する。
 - ・混獲された 30 キログラム未満で生きている個体については、放流する。
- (5) (1)から(4)の取組は、1の表中の(1)から(3)の地区ごとに定めた地域別の割当数量の目安の到達状況に応じて同様に地域別に取り組むものとする。
- (6) 県は、関係漁協を通じて(1)から(5)の取組状況を把握する。

2 定置網漁業

第3の1に示した定置網漁業の数量を超えないよう、期間別の累積漁獲上限の目安を次表のとおり定め、関係漁協及び所属漁業者は、これを超過しないよう漁獲状況に応じて(1)から(3)の取組内容から少なくとも1つ以上の取組を選択し、実施するよう努める。また、第3の1に示した定置網漁業の数量の9割到達時には、(4)の取組内容から放流の取組に加えて、少なくとも1つ以上の取組を選択し、実施するものとする。ただし、過去の実績等から管理の対象となる期間内に知事管理量を超過するおそれがある場合には無の場合には休漁相当の取組については、一時見合わせる事ができる。なお、県は、関係漁協を通じて(1)から(4)の取組状況を把握

する。

	7～2月	3～6月
累積の漁獲上限目安	9.0トン	9.2トン (0.2トン)

(1) 通常時

- ・漁協ごとに連続した7日間において1トン以上の漁獲があった場合、網起こし回数の削減に努める。
- ・1.5キログラム未満で生きている個体の放流に努める。

(2) 第3の1に示した定置網漁業の数量の7割到達時

- ・網起こし回数の削減に努める。
- ・30キログラム未満で生きている個体の放流に取り組む。

(3) 第3の1に示した定置網漁業の数量の8割到達時

- ・網起こし回数の削減に取り組む。
- ・漁協ごとに100キログラム以上の漁獲が3日間連続した場合、輪番で箱網開放、垣網撤去、網上げ等(休漁相当)の措置に取り組む。
- ・30キログラム未満で生きている個体の放流に取り組む。

(4) 第3の1に示した定置網漁業の数量の9割到達時

- ・網起こし回数の削減に取り組む。
- ・輪番で箱網開放、垣網撤去、網上げ等(休漁相当)に取り組む。
- ・30キログラム未満で生きている個体の放流に取り組む。

3 漁獲量の報告は、沿岸くろまぐろ漁業(広域漁業調整委員会指示による承認制)、定置網漁業、その他の漁業(混獲等)別に管下の漁協分(漁協に所属していない漁業者については直接報告を求めるなど別途個別対応)の漁獲量報告を取りまとめ、小型魚・大型魚ともに一般社団法人漁業情報サービスセンターに報告する。

報告頻度は、月末締め翌月末までの報告を基本とし、漁獲状況に応じて報告頻度をあげていくこと(概数報告)とする。なお、漁獲が積み上がった場合の頻度は第5に定める報告体制により行うこととする。

4 本県の漁船漁業等に関しては、第3の1の漁船漁業等の数量のほか、第4の1に示した地域別の数量の消化状況に応じて、7割で注意報、8割で警報を発出し、9割に達した際は操業自粛を要請する。定置網漁業に関しては、第3の1の定置網漁業の数量のほか、第4の2に示した期間別の数量の消化状況に応じて、7割で注意報、8割で警報を発出し、その数量を超過の際は操業自粛を要請する。また、管下漁業者団体及び漁業関係者への周知

及び指導方を行うものとする。

5 水産庁は定置網の共同管理に参加する道府県のそれぞれの割当数量の合計数量が、7割に達した段階で「注意報」、8割に達した段階で「警報」、9割に達した際は操業自粛要請を各都道府県に対して発出することとし、本県は、これに応じて管下漁業者団体及び漁業関係者への周知及び指導方を行うものとする。

6 遊漁者及び遊漁船業者に対して、以下の取組みを行う。

(1) 漁業者の取組について周知を図る。

(2) 漁業者に対して警報等を発出した場合には、速やかに情報提供を行い、漁業者の取組に歩調を合わせた対応を要請する。

(3) 漁業者に対して操業自粛要請を発出した場合には、遊漁に対しても操業自粛要請を発出する。

第5 その他太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

1 第2及び第3に示した知事管理数量又は定置網の共同管理の別に、参加する道府県のそれぞれの割当数量の合計数量が積み上がった場合には、次のとおりの頻度・体制で報告を求め、漁獲状況を把握することとする。

(1) 曳き縄漁業、はえ縄漁業等(定置網漁業以外の漁業)については、第2及び第3に示した数量、又は第4の1に示した地域別の割当数量の消化状況に応じて以下のとおりとする。

① 5割を超え6割に達するまで:月3回(1～10日、11日～20日、21日～末日)

② 7割を超えた場合:水揚げした日ごとに当該水揚げ日から3日以内

(2) 定置網漁業については、第2及び第3に示した数量、又は第4の2に示した累積の漁獲上限目安の数量の消化状況に応じて以下のとおりとする。

① 5割を超え6割に達するまで:月3回(1～10日、11日～20日、21日～末日)

② 7割を超えた場合:水揚げした日ごとに当該水揚げ日から3日以内

(3) 上記に基づく報告を求めた場合には、速やかに、集計値を漁協等県内関係者へフィードバックするとともに、水産庁に通知する。

2 本県における第2管理期間の超過分である15.9トンの取扱いについては、第3管理期間を初年として2年に分割して次のとおり差し引くこととする。

なお、本県の管理数量に未消化分が生じた場合には、当該未消化分を次期管理期間の差引き分に充てることのできるものとする。

管理期間	当初管理数量 (トン)	差引き数量 (トン)	差引き後管理数量 (トン)
第3	51.5	10.3	41.2
第4	51.5	5.6	45.9